

村上市民憲章（案）への意見と整理

| | 村上市市民憲章（案） | 憲章（案）への主な意見 | 意見に対する整理 |
|-------------|--|--|---|
| 前 文 | <p>若葉薫る木々</p> <p>清らかなせせらぎ</p> <p>稲穂わたる風</p> <p>夕日きらめく波</p> <p>私たちのふるさは、自然に恵まれた美しいまちです 人々は、豊かな心と文化を育みながら、歴史を重ねてきました 私たちは、村上市民であることに誇りを持ち、誰もが輝ける明日に向けてここに市民憲章を定めます</p> | <p>質文章が綺麗すぎて、もっと力強さがほしいです。</p> <p>質村上らしさが無いのではないですか。鮭、お茶、岩船米、笹川流れなど自慢できる村上市固有の名称が入っていません。</p> <p>質出だしの部分は詩のようですね。しかし、冬のイメージが無いように感じます。</p> <p>質「人々は～」という部分がとても唐突に感じますが、「村上の人々は～」とした方が良いのではないですか。</p> | <p>「力強さ」よりも新市としての「新しさ」や「変化」、「唱和しやすさ」、「覚えやすさ」などに力点を置きました。また、具体的な行動の在り方を細かく示すことよりも、多くの方が共通して持つ故郷への思いをシンプルにまとめ、市全体の一体感の象徴を強調しました。</p> <p>村上市は景勝地や名産品がたくさんあります。こうした固有の名称を入れることで、村上独自の色を出せると思います。一方で、どの名称を選択して入れるかは難しいところです。市民憲章（案）を作る際に、全市の一体感を醸し出すことを中心に考えました。そのため、市民憲章を読む方の側が「村上市」の豊かな自然や村上独自のものを各々がイメージしていただくような「読み手に感じてもらう市民憲章」を目指したものです。</p> <p>市民憲章等審議会では、村上市は本当に自然豊かで、誇ることのできるものであるという一致した意見がありました。美しい山、川、水田、海の風景は、どこにもない素晴らしいものであるというものです。この山、川、田、海の誰もが思い浮かぶ風景をシンプルに短く4行で表現しました。その結果、詩のような雰囲気のある文章となりました。</p> <p>この冒頭部分は、結果的に冬のイメージがないのかもしれません。しかし、豊かな山々に降った雨や雪が川に注ぎ、平野を潤し、海に注ぐという水の流れを表現するとともに、市の広大なスケール感や生命の循環を表現しています。また、村上の自然について思うことは、人それぞれ違いますので、固有の名称などを入れることを避け、読み手側がイメージを膨らませながら、それぞれが思うふるさとの自然を感じていただくという意図が込められています。</p> <p>「人々」という言葉が指している人は、この地域に古くから住み、生きてきた人々や私たちの祖先や先人、この地に尽くした多くの人々という意味が込められています。そのため、地域や年代を広く捉えることできるように「人々」としました。</p> |
| 唱 和 文 | <p>はぐくもう 愛と思いやりのこころを</p> <p>つくろう 創意に満ちた明るい未来を</p> <p>ひろげよう 伝統と文化、学びのすばらしさを</p> <p>私たちは、元気あふれるまちを目指します</p> | <p>質倒置法の文章を採用したのはなぜですか。</p> <p>質この部分を唱和文とした意図は何ですか。</p> | <p>市民憲章等審議会では、市民憲章は唱和をすることで親しまれるべきであるという一致した意見がありました。このことから、文章の唱和のしやすさや言いやすさを考え、分かりやすくシンプルな文章にすることに重点を置いています。加えて、新市としての新しさや変化を演出したいという思いから倒置法の技法を採用したものです。</p> <p>倒置法により、これまでの市民憲章文とまったく違う雰囲気のものとなりました。倒置法を使用すると「〇〇を」という終わり方をすることから、言い切りのしやすさと唱和の際の全体のフレーズなどに配慮し、最終行は通常の文章としています。</p> <p>また、この唱和文には、「はぐくみ（計画）」、「つくり（実行）」、「ひろげる（展開・発展）」というモノづくりなどのテーマも込められており、この3つの行動目標を受けて、「元気あふれるまち」にしていこうという願いが込められています。</p> <p>市民憲章をつくるにあたって、市民が市民憲章を知っているかということについて論議されました。多くの市民に市民憲章文が知られるようになるためには、たくさん唱和していただくことが重要で、大人から子供までが言いやすく、シンプルなものでなければならないという思いがありました。そうした議論から、全文を唱和するまでもなく、普段から短く唱和していただく部分として考えたことによるものです。もちろん、全文を唱和することをさえぎるものではありません。</p> |

